

東京電力株式会社

取締役会長 数土 文夫 様

原子力損害賠償の完全実施に関する
緊急要求書

平成26年4月3日

福島県相馬郡飯館村長 菅野 典雄



原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書

あの恐ろしい福島第一原子力発電所の事故から早3年が経過したものの、未だにわが村は全村避難を強いられており、しかも除染の遅れから帰村の時期すら見通せない厳しい環境下にある。

多くの村民は、長引く避難生活に精神的にも身体的にも限界感を否めず、一日も早い帰村や家族との安定した生活を待ち望んでいる。

このような先行きの見えない厳しい環境のもとで、村民は将来の生活設計に大きな不安を抱いており、これらの不安を少しでも取り除くためには、東電による様々な損害賠償は欠かせない。

よって、当面下記事項について緊急要求するので、加害者としての責任を深く自覚されるとともに、被害者に寄り添った親身、かつ迅速な完全賠償をされるよう強く要求するものである。

記

1. 損害賠償の格差を極力少なくすること

復興再生の基本は、被災した住民をできるだけ早く住み慣れたふるさとに戻すことである。今回の「第4次追補」の内容をみる限り、移住などふるさとを離れようとする者への賠償（移住による住居確保など）が手厚くなっており、ふるさとに戻りたいと願う住民に寄り添っていない。戻る、戻らないに関わらず、できるだけ格差を生じないように配慮することが大切である。

特に今回「帰還困難区域」に対する精神的損害の追加賠償が提示され、その他の区域との賠償に大きな格差が生じており、さらなる村民の心の分断につながっているため、是正すること。

2. 避難指示解除後における「賠償」から「生活支援制度」へ移行すること

賠償という名目で今後も継続することは、働ける環境にあっても賠償があるため働かない住民が問題となっている。結果として賠償が切れた時に生活の道が閉ざされることになるので、今からその対策を検討すべきである。

具体的な例としては、農業や商工業など風評被害等で収入が落ち込んだ分を一定程度補てんするような「生活支援制度」的なものに移行すべきである。

3. 借上げ住宅賠償を一定程度継続すること

今回の「第4次追補」で、借上げ住宅の賠償の終期は、避難指示解除後

1年間とする決定がなされた。解除後1年に限定されると、帰還する、しないの将来の身の振り方が決めるには短すぎるので、3年程度の猶予期間を設けること。

4. 雪害による建物等の賠償をすること

2月中旬の大雪により、建物や農業用施設に甚大（520件）な被害が出ている。

避難さえなければ、屋根の雪下ろしなどにより被害も最小限に抑えられたことは間違いない。したがって、今回の雪害による賠償については、実態を調査し誠意をもって対応すること。

5. 避難指示解除時期に応じた賠償の原則を厳守すること

今回、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）による、一部地区の避難指示解除時期の前倒し決定は、村民全体に大きな衝撃と不安を与えており、強く抗議しなければならない。

避難区域の見直しの際、国から示されたのは帰還時期が遅ければ、一年毎に賠償も追加されるルールであったはずである。今回の東電による和解決定は、除染やインフラの整備見込みが立たないという理由だけで「帰還困難区域」と同等の一括賠償が決定されたことは、この原則を大きく逸脱するもので到底納得できるものではない。

極論を言えば、村がADRに申し立てすれば、全員認めることになるのか。